

令和4年度第2回尾鷲市環境審議会でいただいたご意見とその対応

(1) 審議会でいただいたご意見への対応

カテゴリ	意見要旨	対応
第4章 自然環境	素案(案)p.24 ④野生動植物との共生「生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物の移入及び拡大の防止のため、市民などに周知・啓発を図ります。」について、外来植物も含めた対策とすべきではないか。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 (通称「外来生物法」)では、外来生物とは「海外から我が国に導入 されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することと なる生物」と定義されており、動物と植物が対象になります。
第 4 章 脱 炭 素 社 会	素案(案)p.32の進捗管理指標「尾鷲市の温室効果ガス排出量(尾鷲市の市域全体)」について、目標値は吸収源対策を考慮したものか。	素案(案)でお示しした温室効果ガス排出量(尾鷲市の市域全体)の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」における排出削減見込量を尾鷲市分に按分して算定した結果を反映したものですが、本市の排出削減見込量を精査した上、吸収源対策を考慮した目標値として見直しました。 目標値の設定根拠は、別添資料を参照してください。
第4章 環境教育・ 環境学習	素案(案)p. 33 ②環境教育「おわせ SEA モデル協議会と連携し、おわせ SEA モデル拠点のサスティナブルセンターにおける自然環境プログラムを開催します。」のサスティナブルセンターとは何のことか。	「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」に関連し、おわせ SEA モデル協議会と連携して、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地の一角に、アクティビティや環境教育、脱炭素等の拠点となる「サスティナブルセンター(仮)」の設置を検討しましたが、計画の変更があったため、本項目については削除することとしました。

(2) 審議会後にいただいたご意見への対応

カテゴリ	意見要旨	対応
第2章 尾鷲市の 状況	素案(案) p.5の図「年齢3区分人口推移」について、年齢別の人口の合計、高齢化率の計算が合わない。また、素案(案)の図「人口と世帯数」では、市統計調査の人口を用いている。	注釈として「総人口には年齢不詳を含むため3区分の合計と一致しない場合があります。また、高齢化率は年齢不詳を除いた総人口を分母としています。」と追記しました。 「人口と世帯数」については、直近10年間の経年変化を把握するため、5年毎に実施される国勢調査ではなく、毎年の人口及び世帯数が公表されている「尾鷲市統計書」を引用しました。
	素案(案)p.7 3行目「尾鷲市は、市域の約9割以上が緑豊かな・・・」について、p.6の図「土地利用状況」のデータでは山林が85.9%となっていることから「約9割」などの表現が望ましい。	ご指摘のとおり修正しました。
	素案(案)p.7 13~16 行目「悪臭や騒音、河川・海域などの公共 用水域の水質汚濁、地下水や大気の汚染、廃棄物の不法投棄等に伴う 生活環境の悪化が社会問題化しています。」について、「尾鷲市にお いて、公共用水域の水質汚濁、地下水や大気汚染などにより、生活環 境の悪化が社会問題化しています。」としてはどうか。	「尾鷲市においては、工場や事業場などの事業活動や生活様式の多様化から引き起こされる、公共用水域の水質汚濁、地下水や大気の汚染などにより、生活環境の悪化が社会問題化しています。」と修正しました。
	素案(案)p.8 の図「資源化総量及び資源化率の推移」について、「※焼却残渣を含む」は「焼却残渣の資源化量を含む」などの表現の方が分かりやすい。	ご指摘のとおり修正しました。

カテゴリ	意見要旨	対応
第2章 尾鷲市の状 況	素案(案)p. 17 第4節 2. 生活環境 「河川の水質は、市街地を流れる北川と中川を除いて、環境基準に適合しています。」は「河川の水質は、環境基準が設定されていない市街地を流れる北川と中川を除いて、環境基準に適合しています。」と修正した方が望ましい。	「2020 年度における河川の水質について生物化学的酸素要求量 (BOD)を指標にみると、市街地を流れる北川と中川を除いて 1mg/L 以下であり、環境基準 AA 類型に相当する水質を維持しています。」と修正しました。
	素案(案)p.17 第4節 2.生活環境 「海域の水質は、尾鷲湾の指定水域すべてにおいて環境基準不適合となっています。」について、三重県の公共用水域水質調査結果では、尾鷲湾水域において令和2年度、令和元年度はCOD、全窒素及び全りんが環境基準を達成しているので表現を修正した方が望ましい。	2020 年度における海域の水質について、尾鷲市が実施する調査では、尾鷲湾の指定水域(環境基準 A 類型) すべてにおいて COD、全窒素及び全りんは環境基準を満たしていますが、溶存酸素量 (DO) については環境基準を満たしていません。
	素案(案) p. 17 第4節 2. 生活環境 「一方、大規模工場、事業場に起因する騒音の苦情件数は減少しています。」は p. 7 の表「苦情の発生の状況」とは異なる。	ご意見を踏まえ、「また、騒音の苦情件数は 0~3 件とほぼ横ばいで推移しています。」と修正しました。
第3章 計画の目標	素案 (案) p. 22 施策の体系「環境教育・環境学習」には SDG7 が 抜けている。	施策の体系「環境教育・環境学習」に SDG7 を追加しました。
第4章 生活環境	素案(案)p.26 「①大気環境の保全」及び「②水環境の保全」のそれぞれ2項目について、大気汚染防止法などは、県の所管であることから、「関係機関と連携して指導を行います。」などの表現が望ましい。	「①大気環境の保全」の2項目目は、『「大気汚染防止法」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」、「三重県生活環境の保全に関する条例」、公害防止協定等に基づき、関係機関と連携して事業場等に対し硫黄酸化物や窒素酸化物等の適正な排出規制・指導を行います。』と修正しました。 「②水環境の保全」の3項目は、『「水質汚濁防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」等に基づき、関係機関と連携して事業場等に対し規制・指導を行います。』と修正しました。

カテゴリ	意見要旨	対応
第4章 生活環境	素案(案)p.27の2行目「生活騒音についての啓発を行い、発生防止に努めます。」は「生活騒音の防止について啓発を行います。」としてはどうか。	ご指摘のとおり修正しました。
	素案 (案) p. 27 の 3 行目「低騒音・低振動型の建設機械の利用を進めます。」とは、誰が利用を進めるのか(事業者 or 市?)。	本市は事業者に対して低騒音・低振動型の建設機械の利用を奨励する立場であることから、「低騒音・低振動型の建設機械の利用を促進します。」と修正しました。
第4章 環境教育・環境学習	素案(案) p. 34「●環境教育の推進」における「森の取組み」と「海の取組み」とは何を意味するのか。	「森の取組み」とは、尾鷲市市有林約 91ha の「尾鷲ヒノキ林業モデルゾーン」における尾鷲林業を後世に引継ぐ取組み、「自然体験・森林ふれあいゾーン」における森林を活用した体験の推進、「生物多様性・環境教育ゾーン」における SDGs、FSC の理念に基づく環境への取組みを意味します。 「海の取組み」とは、藻場が消失する磯焼け対策としてウニ類を除去する藻場再生活動を意味します。 なお、「森の取組み」と「海の取組み」については、用語集に説明を追加しました。

(3) その他変更点について

No	該当 ^゚-ジ	対応
1	23	①海湾・河川の保全と創生 「●河川や海岸の改修を行うにあたっては、多自然型護岸など自然環境に配慮した整備を推進することにより、生物の生息環境の保全と創生に努めます。」を以下のとおり修正。 ●河川や海岸の改修を行うに当たっては、多自然型工法を採用するなど自然環境に配慮した整備を推進することにより、生物の生息環境の保全と創生に努めます。
2	31	④環境に配慮したモビリティー対策 「●電気自動車やプラグインハイブリット車等の次世代自動車の普及を促進します。」を以下のとおり修正。●電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車等の次世代自動車の普及を促進します。
3	31	④環境に配慮したモビリティー対策「●必要に応じて公共施設等に充電設備を整備します。」を以下のとおり修正●公共施設等への電気自動車充電設備の整備に努めます。
4	32	「⑤森林吸収源の整備」に以下の施策を追加。 ●適正な森林管理のためには、伐採した木を木材として活用することが重要であることから、国の「脱炭素社会の実現に資する等の ための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び県の「三重の木づかい条例」の趣旨に基づいた木材利用、木質化を推 進します。

第3次尾鷲市環境基本計画(素案)に対するパブリックコメントでのご意見への回答

1 意見の募集期間

令和4年12月19日(月)~令和5年1月20日(金)

2 意見の提出者数及び意見件数 提出者数 3人 意見件数 8件

3 意見への対応結果

- A. 今後の施策、事業実施にあたって検討又は参考とするもの 4件
- B. 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくもの 4 件

4 提出された音見及び市の考え方等

番号	該当部分	意見の概要	市の考え方・対応	対応
1	全般	急峻な地形をもつ尾鷲市では、自然エネルギー(ソーラー発電および風力発電)導入にあたり、自然災害の際に二次災害を起こすことを考慮し、計画を建てる必要があります。なぜなら、2021年7月に発生した静岡県熱海市の大規模土石流事故で、ソーラー発電の因果関係がハッキリしていません。何かあった時の対応や責任の所在がハッキリしない面があり、条例なき自然エネルギーの推進は無謀です。まずは以下の4点を決めてから計画的に導入することの提言をします。 (1)基本環境条例をつくる際に多様なメンバーを加える条例をつくる際にメンバーにの自然保護関係者の防災関係者の弁護士の市民などの自然エネルギーの専門家を加える(2)トラブルがあった時の所在と対応なにかトラブルがあった時、緊急応急対応処置、経年劣化のメンテナンスなど、責任の所在およびスピーディーな対応を明確にし、行政のどの部署がそのあたりを対応するのかを決める。また住民に被害があったときの弁護士も立てる(3)太陽発電および風力発電の公害を最小限に抑えるためのルールづくりソーラーパネルの反射光により熱い、眩しい、またモスキート音による不快音、および風力発電設置による周波や電磁波による健康被害の影響があるといわれています。そのあたりも想定し、どこへ設置するかなどを検討する必要。特に保育園などは慎重に。(4)世界遺産「熊野古道」など景観保護の条例をつくる例)御浜町 伊勢路景観保護条例	再生可能エネルギーである自然エネルギーの導入は、地球温暖化対策として有効に期待されるものの、一方では設置するために行われる民間の開発については課題があることを市としても認識しています。 懸念されている太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギーの導入による環境影響については、「環境影響評価法」、「三重県環境影響評価条例」、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」等により、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための制度が既に確立されています。そのことから、国、県と連携しつつ、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全・安心な生活環境、豊かな自然環境との調和がとれた再生可能エネルギーの適正な導入を進めてまいります。 なお、ご意見を踏まえ、太陽光発電施設については、国及び県の制度の規模要件に満たない小規模な施設について、適正導入に係るガイドラインの策定を検討します。 (1)については、今後の尾鷲市環境審議会委員の選考の際にご意見を参考に検討させていただきます。 (2)・(3)については前段のとおりです。	A

2 全般 ソーラー発電、風力発電などの自然エネルギー導入にあたり、観 環境基本計画は、「尾鷲市環境基本条例」第8条にその策定が 光資源である海山の共存を図る必要があります。事前に以下の問題 務付けられており、「第2次尾鷲市環境基本計画」の目標年次7
点を調査し、計画的に取り組まなければ環境破壊につながる可能性が大きいと考えます。

番号	該当部分	意見の概要	市の考え方、対応	対応
3	第1章計 画の事 第2節 画の位 でけ P.3	ボックスのイメージ図で、第7次尾鷲市総合計画の矢印が下向き の説明について、例えば「即して」「連携とか」とかは何を示した いのか。	本文記載のとおり、環境基本計画は、「尾鷲市総合計画」から展開する各種計画の環境に関する施策や事業について、横断的に整合を図るものです。イメージ図の下向きの矢印は、いずれも総合計画から展開しているという意図で示しています。	В
4	第鷲況節尾境画とP. 17 章の第2市本総題 P. 17	海域の水質が環境基準不適合となっている。さらに、どの場所か	本節は、環境基本計画の構成上、第 2 次尾鷲市環境基本計画の総括と課題の洗い出しの概要を示したものであり、第 2 次尾鷲市環境基本計画のすべての施策の進捗状況は、「令和 4 年度第 1 回尾鷲市環境審議会」の配布資料(以下 URL 参照)で整理しました。https://www.city.owase.lg.jp/0000019953.html 水質については、環境調査対策事業、下水改良事業、浄化槽普及促進事業等の施策の実施により、水質の適正な維持管理に努めています。 空き家対策としては、2015 年に「尾鷲市空き家バンク利用促進助成金制度」を創設し、空き家の利活用を促進するとともに、「尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例」(令和元年尾鷲市条例第 8 号)の施行のほか、「尾鷲市空家等対策計画」(2021 年 2 月、2022 年 5 月改訂)を策定し、空き家の適正管理に努めています。 なお、悪臭の具体的な発生場所については、公害紛争中の個人・事業者等の特定につながるおそれがあることから、公表は差し控えさせていただきます。	В
5	第3章計画の目標 第2節施 策の体系 P.22	循環型社会の環境目標 3R の高度化と循環経済への転換を進めるとなっていることは、現在計画しているごみ処理施設の規模も小さくできると判断できるのですね。	本市では、3R(ごみの発生抑制・再使用・再生利用)とごみの分別を推進し、排出量の削減と資源化に努めており、生ごみの減量化、食品ロス削減の推進に向けた啓発は、そのための基本的な施策の一つであり、引き続き取り組んでいく課題です。現在計画しているごみ処理施設の規模については、東紀州環境施設組合が計画します。	В

番号	該当部分	意見の概要	市の考え方、対応	対応
6	第4章基本計画第2節生活環境P.26	以前、日経新聞にも掲載されていましたが、現在、香り入りの除 菌剤や洗剤による健康被害が増えています。香り成分は化学物質で つくられており、それによる被害が増え消費者庁でもとりあげられ ています。つくば市などは基本的対策をつくっています。保育園、 学校、病院などいろいろな人が集まる場での規制を提言します。	本計画には反映しませんが、国や他自治体の動向なども踏まえながら、市のウェブサイト等を活用して化学物質過敏症や香りのエチケット等に関する普及啓発や情報提供に努めてまいります。	A
7	第 4 章 基 本 計 画 第 3 節 循 環型社会 P. 29	尾鷲市は「食のまち・魚のまち」として PR していますので SDGs の観点からも海ゴミ問題、マイクロプラスティック問題の基本的計画をつくることを提言します。	海岸漂着物問題は、発生抑制、海岸漂着物等の処理、普及啓発等、関係者や分野が広範であり、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」)の規定では、都道府県が「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に沿って海岸漂着物対策を推進するための地域計画を作成することとされています。 三重県では、「海岸漂着物処理推進法」に基づき、2012年3月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」が策定されていることから、本市としては同計画を踏まえ、県及び周辺市町と連携して海岸漂着物問題、プラスチック等による海洋汚染問題に取り組んでまいります。	A
8	第5章計 画の推進 第2節各 主体の役 割 P.35	p. 36 で主体のことを記載しているが、役割の循環を明確にする必要性は、単に PDCA サイクルを示しても計画だけの見直しは、本当に環境意識の共有につながるのですか。	各主体の役割については、p. 35「第1節 計画の推進体制」に示したとおりです。 また、環境意識の共有を図るため、環境基本計画に掲げた施策を 着実に実行するとともに、市のウェブサイトや広報などを活用し て、市の抱える課題や必要な対策に関する情報を随時提供してい きます。	В

尾鷲市議会でいただいたご意見とその対応

カテゴリ	意見要旨	対応・市の考え方
第2章 尾鷲市の 環境の状 況	素案(案)p.7~9「第2節 尾鷲市の環境の状況」に天然海浜に関する記述がない。近年、天然海浜の使い方のモラルが低下しており、	「第4章 基本計画」の自然環境における基本的な施策「①海湾・河川の保全と創生」に以下の取り組みを追加しました。 ●美しい海湾や砂浜の保全活動を推進し、海洋性レクリエーションの場としての付加価値を創出します。
第 4 章 脱 炭 素 社 会	素案 p. 31 の基本的な施策「③再生可能エネルギーの導入促進」の「みえ尾鷲海洋深層水を活用した温度差エネルギー利用等の環境技術に関する研究を検討します」について、久米島の事業を視察してきた限りでは、尾鷲市の取水量では温度差発電は現実的ではない。温度差エネルギーによる発電ではなく、農業利用等とすれば問題ないと思うので検討してもらいたい。	温度差エネルギー利用に関する取り組みについて、「みえ尾鷲海洋 深層水の低温安定性を利用し、農水産業など幅広い産業分野への活用 を図る環境技術研究を検討します。」と修正しました。
パブリック コメントへ の意見	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	香害の原因物質が水環境に与える影響については、今後の調査・研究並びに国における法規制及び政策の動向を踏まえて対応してまいります。